

◎議案第10号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第5号）

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第10号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第5号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議10-1でございます。議案第10号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第5号）。

平成25年度白老町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億5,476万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月13日提出。白老町長。

今回の補正につきましては、12月4日、町民プールで通常の点検を行っていたところ、平常時の水量よりも特に弱まっていたため、何らかの異常が発生したということですのですぐにボイラー業者を呼びまして館内の点検を行ったところ、男女シャワー室の暖房配管の水漏れが発生しました。これによって業者に依頼して応急措置をとろうとしたのですが、そういうことはできず本格的な復旧をしなければいけないということで今回の補正に至っております。

また、現在は開館中でございますけれども、シャワー室についてはドアを開けてプールから来る温風を利用して、若干寒いのですが、そういう対応をしながら、開館を行いながら補正後直ちに修繕を行うという工事でございます。

次に、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」については記載のとおりでございますので省略させていただきます。

歳入歳出事項別明細書の歳出のほうからご説明申し上げます。6ページ、7ページです。10款教育費、6項2目体育施設費、体育施設維持管理経費119万円です。ただいま説明したとおりボイラーの修繕料でございます。これについては一般財源でございます。

戻りまして歳入。4ページ、5ページでございます。11款地方交付税、1項1目地方交付税、普通交付税119万円でございます。ただいま4号補正で議決をもらった時点で交付税4号補正823万9,000円を戻しておきまして、4号補正終了時で普通交付税の保留額は1億3,344万8,000円でしたが、今回5号補正によって119万円を支出することによりまして留保財源が1億3,225万8,000円となります。これらによって、留保財源ということで今後の補正財源となります。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 10 号 平成 25 年度白老町一般会計補正予算（第 5 号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。